明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

3　書面等を提出した者は、提出した事項に変更があったとき又は電子情報処理組織の使用を廃止したときは、遅滞なく、書面等を経済産業大臣に提出しなければならない。

4　経済産業大臣は、書面等を提出した者が電子情報処理組織の使用を継続することが適当でないと認めるときは、電子情報処理組織の使用を停止することができる。

（認証管理責任者）

第二十五条　国内登録認証機関は、認証の業務を統括する認証管理責任者を選任し、次に掲げる業務を行わせなければならない。

一　認証に係る審査及び判定に関する計画の立案及び推進

二　業務規程、認証契約及びこれらを実施するための文書の制定、改廃及び管理並びに周知及び遵守の統括

三　認証の業務に従事する者に対して、当該業務を適切に行うために必要な知識及び能力を習得するための当該業務に関する法令及び実施の方法に係る教育訓練の継続的な実施

四　国内登録認証機関が委嘱する外部の委員の管理

五　製品試験を外部の試験所に依頼する場合にあっては、当該試験所の管理

六　審査結果（第十五条第一項及び第二項に規定する請求並びに同条第七項に規定する請求の取消しを含む。）の妥当性の評価

七　苦情、異議申立て及び第三者からの申立てに関する処置並びにその対策の統括

（認証の業務に従事する者）

第二十六条　次の各号に掲げる認証の業務に従事する者は、それぞれ当該各号に定める年数以上の実務の経験を有し、かつ、当該業務を適切に行うために必要な知識及び能力を取得するための当該業務に関する法令及び実施の方法に係る主務大臣が告示で定める講習を修了しなければならない。

一　第十一条の製品試験の業務に従事する者　製品試験の業務又はこれに類似する業務に関し一年以上

二　第十二条の現地調査の業務に従事する者　現地調査の業務又はこれに類似する業務に関し一年以上

三　第二十五条の認証管理責任者　認証の業務又はこれに類似する業務に関し三年以上

2　日本産業規格Ｑ九〇〇一又はＩＳＯ九〇〇一の規定に適合することを国内登録認証機関が自ら確認する場合にあっては、第十二条の現地調査に従事する者は、日本産業規格Ｑ九〇〇一又はＩＳＯ九〇〇一の審査員の資格を有する者でなければならない。

（事務所等の変更の届出）

第二十七条　法第四十六条の規定による届出をする国内登録認証機関は、様式第十による届出書に登録証を添えて、主務大臣に提出しなければならない。

2　登録認証機関は、第五条第二号（ロ及びへを除く。）、第四号及び第五号（イを除く。）に掲げる事項に変更があった場合は、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

3　［略］

（業務規程）

第二十八条　国内登録認証機関は、法第四十七条第一項前段の規定により業務規程の届出をするときは、認証の業務を開始しようとする日の二週間前までに、様式第十一による届出書に業務規程を添えて、主務大臣に提出しなければならない。

2　前項の規定は、法第四十七条第一項後段の規定による業務規程の変更の届出に準用する。

3　法第四十七条第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～三　［略］

四　認証に係る日本産業規格の番号

五～十　［略］

（事務所等の変更の届出）

第二十三条　法第三十二条の規定による届出をする国内登録認証機関は、様式第十による届出書に登録証を添えて、主務大臣に提出しなければならない。

2　登録認証機関は、第五条第二号（ロ及びへを除く。）、第四号（認証の業務を担当する役員又は事業主に係るものに限る。）及び第五号（イを除く。）に掲げる事項に変更があった場合は、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

3　［略］

（業務規程）

第二十四条　国内登録認証機関は、法第三十三条第一項前段の規定により業務規程の届出をするときは、認証の業務を開始しようとする日の二週間前までに、様式第十一による届出書に業務規程を添えて、主務大臣に提出しなければならない。

2　前項の規定は、法第三十三条第一項後段の規定による業務規程の変更の届出に準用する。

3　法第三十三条第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～三　［略］

［新設］

四～九　［略］

［新設］

［新設］